

# 入札説明書

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下記連絡先に電話やメールで以下の項目をご連絡いただきますようお願いいたします。仕様等の急な変更の際にご連絡する場合がございます。

【連絡先】秋田労働局総務課会計第一係 熊谷 宛 電話： 018-862-6681

Mail : akitakaikei1@mhlw.go.jp

【連絡事項】① 入札件名 ② ダウンロード日  
③ 事業所名・担当者名 ④ 連絡先電話番号

秋田労働局の入札公告（令和8年6月25日（木）付）に基づく入札等については、法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 担当部局及び契約担当官等

### (1) 担当部局

〒010-0951 秋田県秋田市山王七丁目1-3 秋田合同庁舎4階  
秋田労働局総務部総務課 会計第一係  
電話 018-862-6681

### (2) 契約担当官等

支出負担行為担当官 秋田労働局総務部長 伊藤 寛  
◎ 調達機関番号 017  
◎ 所在地番号 05

## 2 入札に付する事項

- (1) 業務名： 能代公共職業安定所チラーユニット更新工事  
◎ 品目分類番号 41
- (2) 場所： 能代公共職業安定所(秋田県能代市緑町5-29)
- (3) 業務内容： 仕様書による。
- (4) 履行期間： 令和8年7月16日（木）～令和9年3月23日（火）まで

## 3 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 資格確認申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 令和 7・8 年度 厚生労働省競争参加資格(建設工事)において、工種「管」 の区分等級が、BまたはC 等級に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (7) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険)の制度が適用される者にあつては、これに加入し、かつ該当する制度の直近2年間(労働者災害補償保険及び雇用保険は2保険年度)の保険料の滞納がないこと。
- (8) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、過去1年以内に、厚生労働省所管法令の違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。また、事業実施に当たって各種法令を遵守していること。
- (9) 入札参加者は、入札書の提出(GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む)をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

なお、競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒010-0951 秋田県秋田市山王七丁目1-3 秋田合同庁舎4階  
秋田労働局総務部総務課 会計第一係  
電話 018-862-6681

#### 4 入札の日時・場所及び入札方法等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。

ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、様式2により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書を引換え、変更又は取消しをすることはできない。

##### (1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限

令和8年7月14日(火)10時00分

電子調達システムに到着するように提出すること。(様式7別紙又はこれに準ずる見積内訳書(様式不問)を添付すること。)

なお、電子調達システムにより応札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

##### (2) 紙により入札を行う場合

###### ① 入札書の提出期限

令和8年7月14日(火)10時00分 <電子入札と同一日時>

郵送の場合は提出期限の前開庁日 令和8年7月13日(月)

までに到着するよう送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。

###### ② 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記1(1)に同じ

###### ③ 入札書の提出方法

・直接持参の場合

入札書は、様式7にて作成し、様式7別紙又はこれに準ずる見積内訳書(様式不問)を添付し、封筒に入れ封印する。

封筒には、

◎ 宛名(支出負担行為担当官 秋田労働局総務部長 殿) を記入する。

◎ 「 令和8年7月14日(火) 開札

【能代公共職業安定所チラーユニット更新工事】 入札書在中」と、記入する。

◎ 氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記入する。

・郵便により提出する場合(書留郵便に限る)

二重封筒とし、表封筒に

令和8年7月14日(火) 開札

【能代公共職業安定所チラーユニット更新工事】 入札書在中

と記入し中封筒の封皮には直接持参する場合と同様に氏名等を記し、上記1(1)宛に入札書の提出期限前日必着としなければならない。

##### (3) 代理人による入札

① 代理人が電子入札により入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札書提出時まで、様式6の委任状を提出しなければならない。

③ 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることができない。

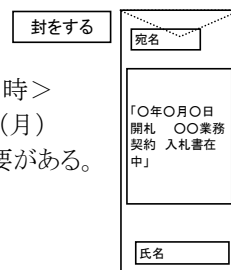
##### (4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 上記3に定める競争入札参加資格のない者がした入札

② 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

③ 同一の入札について、2人以上の入札者の代理人となった入札



- ④ 談合その他不正行為による入札を行ったと認められる入札
- ⑤ 入札の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- ⑥ 入札書や内訳書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合に計算誤りがあるもの
- ⑦ 委任の手続きがとられていない代理人のした入札
- ⑧ 入札書提出時までに様式3に指定する誓約書、様式4に指定する自己申告書を提出しない者がした入札
- ⑨ 電子調達システム利用規約に違反した者のもの
- ⑩ ①から⑨に定めるもののほか、指示した条件に違反する入札または、求められる義務を履行しなかったと認められる入札

競争入札参加資格があると確認された者であっても、開札時において資格要件を欠く者は競争入札参加資格のない者に該当するものとする。

また、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すこととする。

- (5) 入札の延期等  
入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

## 5 開札

- (1) 開札の日時及び場所  
日時 令和8年7月14日(火)11時00分  
場所 秋田労働局 4階 事務室
- (2) 電子調達システムによる入札の場合  
電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には各自の端末の前で待機しておくものとする。
- (3) 紙による入札の場合  
開札は、電子調達システムにより行うため、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。  
したがって、入札者又はその代理人の立ち会いは不要であるが、開札時刻には、会社等に待機しておくものとする。
- (4) 再度入札の取扱い  
開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。  
なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す日時までに再度の入札を行うものとする。  
また、紙による入札の場合においては、別途連絡するものとする。

## 6 競争入札参加資格確認申請書及び資格確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、次の書類等を上記1(1)の提出場所に提出しなければならない。ただし、電子調達システムによる入札を希望する者は、この証明書類についても、電子調達システムに到着するよう提出するものとする。
  - ① 競争入札参加資格確認申請書(様式1)  
(令和7・8年度厚生労働省一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し、保険料納付に係る申立書(様式1別紙1)を含む)
  - ② 誓約書(様式3、役員名簿含む)及び自己申告書(様式4)
  - ③ 電子入札案件の紙入札方式での参加について(様式2)※紙入札による入札参加者のみ
  - ④ 委任状(様式6)※代理人による入札参加者のみ
  - ⑤ 電子契約によらない紙方式による契約を締結することについて(様式8)※紙契約を希望する参加者のみ、様式2を提出している場合省略可
- (2) 申請書及び確認資料の提出期間等
  - ① 期 間 令和8年7月13日(月) まで (土曜日、日曜日及び祝日は除く)
  - ② 時 間 12時00分まで
  - ③ 場 所 上記1(1)に同じ
  - ④ 提出部数 1部
  - ⑤ 用紙の配付 上記1(1)の場所において、入札公告の日から配付する。  
また、秋田労働局ホームページにも掲載する。

- (3) 期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (4) 競争入札参加資格の確認結果については、電子調達システム以外で申請した者であって、参加資格がないと認められた場合にのみ、  
令和8年7月13日(月) 16時00分 までに電話等により通知する。
- (5) 確認資料のヒアリングは行わない。ただし、支出負担行為担当官から提出書類に関し説明を求められた場合には、応じなければならない。
- (6) 提出された確認資料は返却しない。なお、確認資料を公表し、また無断で本件の目的以外に使用することはしない。

#### 7 仕様書等に対する質問及び回答

- (1) 仕様書等に対する質問は、支出負担行為担当官秋田労働局総務部長に書面で行わなければならない。※様式5に指定する質問書を使用すること。

締切日時 令和8年7月1日(水)15時00分 まで

- (2) 回答は、秋田労働局総務課前掲示板(秋田合同庁舎4階)に掲示するとともに、質問者には個々に通知することとする。

回答書掲示 令和8年7月7日(火)15時00分 以降

#### 8 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 見積内訳書の提出

入札者は、第1回の入札に際し、見積内訳書を電子調達システムにより提出すること。

紙による入札を希望する場合には、上記4(2)③による提出する封筒に同封して提出すること。

なお、見積内訳書は、参考資料として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

#### 10 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 上記(1)に関連して、落札者となるべき者の入札金額が、予算決算及び会計令第85条に基づき設定している低入札価格調査基準を下回るときは、落札者の決定を保留し、予算決算及び会計令第86条第1項の規定に基づき調査(以下「低入札価格調査」という。)を行う。低入札価格調査基準を下回った入札を行った者は、低入札価格調査へ協力しなければならない。
- (3) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
- (4) 落札者が決定したときは、入札参加者にその氏名(法人の場合にはその名称)及び金額を通知するものとする。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

会計法第29条の4、同条の9及び予算決算及び会計令第77条第2項、第100条の3第3号により免除。

#### 12 契約書等の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約の締結は、電子契約によることを原則とするが、格別の事情がある者は、様式8による申請のうえ、紙による契約を締結することができる。ただし、入札参加申込み時に様式2を提出している者は、様式8を要することなく紙による契約の締結を可能とする。なお、紙による契約を締結する者は、次の「イ」～「エ」によることとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

利の相手方に達しないものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

### 13 支払条件

別添の契約書(案)に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

### 14 その他

- (1) 現場説明会は実施しない。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本業務の履行に伴う官公署への手続きが必要な場合は、すべて本業務請負人の責任をもって無償で行うこと。
- (4) 入札したものは、入札後この説明書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格(入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(円未満の端数切捨て))の100分の5に相当する金額(円未満の端数切上げ)を違約金として納めなければならない。
- (6) 入札参加者は、関係法令及び契約者の指導事項を遵守するとともに、契約当事者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならない。
- (7) 電子調達システム操作及び障害発生時等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
  - ・ ヘルプデスク 0570-000-683(ナビダイヤル)/03-4332-7803(IP電話等の場合)  
受付時間 平日9:00~17:30(国民の祝日・休日、12/29~1/3を除く)
  - ・ ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>ただし、申込書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記1(1)に掲げる担当部局へ連絡すること。